

株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1. 株式等振替制度に係る手数料に関する規則（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新					旧					
別表					別表					
株式等振替制度に係る手数料表					株式等振替制度に係る手数料表					
1. . . 2. （略）					1. . . 2. （略）					
3. その他の徴収対象者に対する手数料					3. その他の徴収対象者に対する手数料					
手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率		手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率		
（略）					（略）					
端末接続料	共通	統合 Web 端末の利用者	各ユーザ ID に紐付く権限（参加形態）の数の合計について	1 権限につき 月額	統合 Web 端末接続料	共通	統合 Web 端末の利用者	業務担当ユーザ ID 数について	1 ID につき 月額	
				5 以下の部分	1 万円				5 以下の部分	1 万円
				5 超 10 以下の部分	5,000 円				5 超 10 以下の部分	5,000 円
			10 超の部分	1,000 円				10 超の部分	1,000 円	
（略）					（略）					
（注）					（注）					
1. （略）					1. （略）					
2. 統合 Web 端末接続料については、各営業日における各ユーザ ID に紐付く権限（参加形態）の数の合計に各徴収料率を適用して算出した額の合計額を、当該月の営業日数で除した額とする。					2. 統合 Web 端末接続料及び加入者情報 Web 端末接続料については、各営業日における業務担当ユーザ ID 数に各徴収料率を適用して算出した額の合計額を、当該月の営業日数で除した額とする。					
3. 加入者情報 Web 端末接続料については、各営業日における業務担当ユーザ ID 数に各徴収料率を適用して算出した額の合計額を、当該月の営業日数					（新設）					

で除した額とする。

2. 附 則

この改正規定は、令和6年9月24日から施行する。

以 上